



関西労災病院図書室の資料複製ルール

寺澤 裕子

I. はじめに

2010年秋に、著作権法などを調べて関西労災病院図書室の資料複製ルールを整えました。

当院は臨床研修指定病院、地域医療連携病院の指定を受けています。図書室は職員が24時間利用でき、図書は約7,000冊、雑誌は140タイトルを受け入れています。未製本雑誌以外は貸出を行っています。

II. 著作権法¹⁾について

著作権法は著作者の著作物に対する権利を保護するもので「公正な利用に留意しつつ」保護し、「文化の発展に寄与すること」を目的に定められています。著作物を利用しようとする時は著作者の許諾を受ける必要がありますが、利用しようとするたびに、著作権者らの許諾を受けるなどしなければならないとなると、文化的所産である著作物などの公正で円滑な利用が妨げられることとなります。それはかえって文化の発展に寄与することを目的とする著作権制度の趣旨に反することにもなりかねないため²⁾、著作権法第30条から50条で、厳密に条件を設けて著作者の許諾を得ることなく資料を利用することを許される除外規定が定められています。

第31条の「図書館等における複製」で、「図書館等の施設」は著作者の許諾を得ることなく一定の条件のもとで資料を複製することができます。一定の条件とは第31条にある通り、「利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相

当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合」のことを言います。

複製とは印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することです。このような複製を行うことのできる「図書館等の施設」には公共図書館などの図書館法で定められている施設のほかに大学図書館や文化庁長官が指定する図書館などの施設があります³⁾。

同じく第31条中で「図書館等の施設」は、保存のために複製を行うことも許されています。しかしその場合原本を残すことはできず、同等の製品が販売されている場合は保存のための複製を行うべきではないとされています⁴⁾。

除外規定には私的使用のための複製（第30条）もあります。「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる」。そして、第一項に「一 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器（複製の機能を有し、これに関する装置の全部又は主要な部分が自動化されている機器をいう。）を用いて複製する場合」つまり、この場合の複製とは手書きによるものを意味します。ただし、著作権法附則第5条の2（自動複製についての経過措置）で「自動複製装置を使った複製は、当面の間許諾を必要としない」としてコピー機などを使用した複製を許されています。

また、利用範囲の「家庭内に準ずる限られた範囲」には「最低限、メンバー相互間に強い個人的結合関係があること、すなわち、家庭に準

てらざわ ひろこ：関西労災病院 図書室

ずる程度の人数で、かつ「特定」された集団であることが必要だと解され」ていて、例えば企業で社内利用するための複製は私的利用の範囲ではないそうです⁵⁾。

Ⅲ. 病院図書館と著作権

病院図書館は医療法第 22 条にある地域医療支援病院の項目で図書室の設置を定められています⁶⁾。図書館の機能については医療法、医師法で規定する臨床研修省令臨床研修指定病院の指定基準中などにも記されています⁷⁾。また病院機能評価機構の認定審査では職員が図書館を 24 時間利用できることを求められています⁸⁾。

病院図書館をめぐる著作権の問題には各病院図書館団体が取り組んでいます⁹⁾。2002 年に近畿病院図書室協議会は文化庁に対して病院図書館を著作権法第 31 条適用図書館として認めてもらうよう見解を提出しました。これに対して病院図書室研究会（現、日本病院ライブラリー協会）は、著作権法の適用除外規定に該当するという見解を公表しています。著作権法の適用除外規定に該当するという考えには異論もでているため、病院図書館界の意見は統一されていないようです。

2004 年に文化庁が著作権制度の改善に向けて意見を募った際に、近畿病院図書室協議会と医療系図書館員学びネットが共同で、病院図書館を著作権法第 31 条の適用図書館と認め、病院図書館での複製を権利制限に入れるように要望書を提出したことを受けて、文化庁がパブリックコメントを求めた結果、病院図書館関係者のみならず医学・医療関係者からも賛同の意見が寄せられ、病院図書館の著作権問題の現状が一定明らかになっている状態です。

著作権法で「図書館等の施設」に定められている病院図書館は前述した“文化庁長官が指定する図書館”に 1 施設あるのみです。

文化庁長官が指定する病院図書館の基準については、病院図書館担当者などからの質問に答える形で 2004 年に「図書館指定の考慮事項」が

示されています。

公益性があること、全国的規模で業務を行い、特定分野における中心的役割を持っていることがあげられ、これらの要件のために具体的な 7 項目が記されています。

- ・独立した施設であること
- ・一般に開放されていること
- ・専門書のセンター的役割を果たしていること
- ・一定の部数の蔵書があること
- ・一定程度の利用があること
- ・複写機器が施設内にあり、自己の管理下にあること
- ・司書またはこれに相当する職員がいること

これらの考慮事項が、“文化庁長官が指定する図書館”である 1 施設以外の病院図書館にはあてはまらないとする理由が不明なまま¹⁰⁾です。

身近な病院図書館の例を知りたいと思い、2010 年秋に開催された当協議会の交流会で病院図書館での複製について出席者にたずねました。複写申込書などは未整備の図書館が多いものの、貼り紙や口頭で注意をするなどの対処を多くの図書館が行っていました。図書館の外に複写機を置いてやむなく私的使用で対処している施設があるとも聞きました。

病院図書館は著作権法上のグレーゾーンに位置していると多くの参加者が考え、慎重に対処する必要があると考えているようです。

いくつかの病院図書館のウェブサイトを見ると、著作権についての注意書きがあり、利用時には「複写申込書を提出してください」という文言が掲載されていました。

Ⅳ. 複製ルールと行った工夫

1. 複製の条件

著作権法第 31 条によると複製は以下の条件の時に行うことができます。

- ・図書館が主体となって行うこと
 - ・利用者の求めに応じて行うこと
 - ・利用者は調査・研究の目的で行うこと
- これらの場合に、一人につき一部だけ複製物

を提供することができます。

複製できる範囲は、本の場合はおおむね半分まで、雑誌の場合は新着雑誌だと一論文の半分までです。ただし新着雑誌は次の号ないし3か月を経過すると一論文のすべてを複製することができます。

2. 行った工夫

以上をふまえて著作権を守って著作物を利用するよう口頭で注意を呼びかけていた方法に加えて、掲示物や書類を整えました。

(1) 複写申込書 (図1)

複写申込書と、著作権を守って利用することを確認させるチェック欄を設けたコピー利用簿をコピー機横に備え付けました。利用者はいずれかに記入をしてコピー機を利用します。

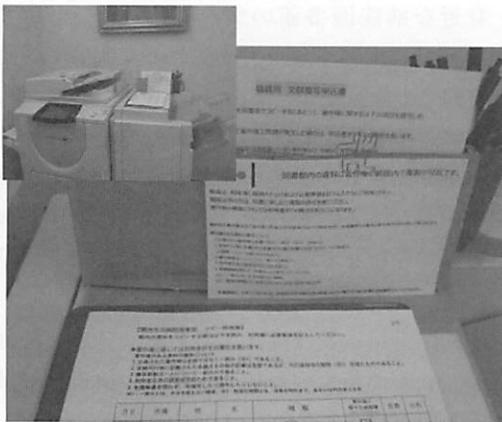


図1 2種類の複写申込書

また、外部施設へ文献複写依頼をする際の複写申込書や当図書室の利用案内には、複製に関する注意事項を新たに加えました。

(2) 新着雑誌にカバーをかける (図2)

新着雑誌にブックカバーをかけ、手に取った時に違うとわかるようにし、表紙内に注意書きを入れました。

2種類の複写申込書のうちコピー利用簿をアレンジしたものは、従来のコピー利用簿(日付、所属氏名、使用目的、枚数、公私の別)に著作物を複製する際の注意事項とそれを守って利用



図2 新着雑誌への工夫

することにチェックを記す箇所を加えたものであり、資料名やページ、図書館担当者のチェックを入れるところまではできていません。

V. ピクトグラムの活用

現在、「病院図書館や患者図書館で役立つピクトグラム」の研究を行っているので、著作物の複製に関する注意書きにもピクトグラムが役立つのではないかと考えました。著作物の利用に関するピクトグラムにはクリエイティブコモンズと文化庁などの自由利用マーク、EYEマークなどがあります。これらの概要を紹介し、最後に検討中のピクトグラムをご紹介します。

1. クリエイティブ・コモンズ (以下、CC)¹³⁾

CCライセンスを提供する国際的非営利組織とそのプロジェクトの総称で、インターネット時代に新しい著作権ルールを普及させることを目的に作られた、著作者が意思表示をするためのツールです。CCは、著作者が利用者に対し利用条件を提示し、限定された範囲であれば許可なく利用することを認めるライセンス形式を提案しています。

CCには「表示：作品のクレジットを表示」や「非営利：営利目的での利用をしないこと」、「改変禁止：元の作品を改変しないこと」「継承：本の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること」などの4つの条件を組み合わせた6種類があります(図3)。



図3 クリエイティブ・コモンズ

2. 文化庁などの自由利用マーク¹⁴⁾

(1) 自由利用マーク (図4)

著作者が自分の著作物を他人に自由に使用してもらってよいとその意思を表示するためのマークで、どんな利用ができるかはマークによって異なります。



図4 自由利用マーク

(2) EYEマーク (図5)

活字のままでは本などの印刷媒体を読むことができないなどの障害を持つ人が利用できるように、出版物を録音図書や拡大写本をしてもよいことを著作者があらかじめ宣言するものです。



図5 EYEマーク

3. 検討中のピクトグラム (図6)

複製できる範囲について、雑誌の表紙にある文字情報の邪魔にならないサイズで利用者が直感的に理解できるピクトグラムを考えています。



図6 新着雑誌の注意書きピクトグラム

VI. おわりに

病院図書館は著作権法第31条の適用においてはグレーゾーンに在ることを聞き知るのみでした。今回、病院図書館の方々からお話を伺い、資料などを読み、病院図書館を著作権法上の図書館として認められるよう関係者が意見を述べたりや解釈を行ったりしている現状を知りました。

今回行った工夫では「図書館が主体となって提供する」点、申込書代わりに利用している利用簿の不完全さ、そもそも外国雑誌には契約時に複製に関するルールが決められているのではないかというご意見などが課題として残っていますが、ひとまず利用者に著作権を意識づける機会になったのではないかと思います。

2010年12月13日文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する報告書(案)を受け、日本病院ライブラリー協会のサイトに「文化庁の著作権分科会は著作権にフェアユースの考え方を導入することを12月13日に了承しました」「まだ権利者側への配慮が必要ではありますし、今後どのように法制化されていくか見守りたいと思いますが、病院図書館はコピーが許されないというような表現は改められていくと考えられます」と紹介されています¹⁵⁾。

さらに知識を蓄え、より注意深く著作権と向き合わなければならないと考えています。

参考文献

- 1) 著作権法. [引用日 2011-02-02]
<http://www.cric.or.jp/db/article/a1.html>
- 2) 文化庁. 著作物が自由に使える場合.
[引用日 2011-11-18] http://www.bunka.go.jp/chosakuken/gaiyou/chosakubutsu_jiyu.html
- 3) 著作権法施行規則. [引用日 2011-02-23]
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45F03501000026.html>
- 4) 国公私立大学図書館協力委員会、大学図書館著作権検討委員会. 大学図書館における著作権問題 Q&A 第6版. [引用日 2011-09-15]
http://www.soc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/copyrightQA_v6.pdf
- 5) 白濱秀二. 著作権の制限 私的使用のための複製.
[引用日 2011-09-15]
http://www.jpaa.or.jp/activity/publication/patent/patent-library/patent-lib/200601/jpaapatent200601_060-063.pdf
- 6) 医療法. [引用日 2011-02-02]
<http://www.houko.com/00/01/S23/205.HTM>
- 7) 厚生労働省. 臨床研修指定病院の指定基準. [引用日 2011-09-15]
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0627-3k.html>
- 8) 日本医療機能評価機構. 病院機能評価結果の情報提供. [引用日 2011-09-15] http://www.report.jcqh.or.jp/jcqh/koumoku.php?page_id=hk030P&version=4.0&hyoujikubun_id=0&ryouiki_id=4&koumoku_id_d=4&hukugou_id=0
- 9) 熊谷智恵子, 首藤佳子. 病院図書館. 名和小太郎, 山本順一編. 図書館と著作権 インターネット時代の図書館情報学叢書 1. 東京: 日本図書館協会; 2005. p. 95-6.
- 10) 熊谷智恵子, 首藤佳子. 病院図書館. 名和小太郎, 山本順一編. 図書館と著作権 インターネット時代の図書館情報学叢書 1. 東京: 日本図書館協会; 2005. p. 92-3.
- 11) 南亮一. カレントアウェアネス・ポータル. CA1319 横浜市立図書館の「勇気ある」決断-著作権法第30条によるコピーサービスの実施. [引用日 2011-09-15]
<http://current.ndl.go.jp/ca1319>
- 12) 名和小太郎, 山本順一. 図書館と著作権 インターネット時代の図書館情報学叢書 1. 東京: 日本図書館協会; 2005. p. 97.
- 13) クリエイティブ・コモンズ. [引用日 2010-03-11]
<http://creativecommons.jp/wp/wp-content/uploads/2010/03/aboutcc.png>
- 14) 文化庁. 自由利用マークとは? [引用日 2011-02-23]
<http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/panhu.html>
- 15) 日本病院ライブラリー協会. 文化庁の動き. [引用日 2011-09-15]
<http://jhla.org/chosaku/topics.php>